

### 第3回 生駒市景観計画専門部会 会議録

1. 日時 平成22年1月7日(木) 9時30分～12時15分

2. 場所 生駒市役所4階 401・402会議室

3. 出席者

(委員) 久 部会長、下村 副部会長、  
嘉名 委員、大原 委員、樽井 委員、福本 委員、植田 委員、大西 委員  
(事務局) 坂本理事、佐和部長、森本次長、林課長補佐、高谷主査、百瀬主任  
(以上、都市計画課)  
山口、市川 (以上、パシフィックコンサルタンツ株式会社)

4. 欠席者 なし

5. 会議公開 公開

6. 傍聴者数 1名

7. 議事内容

部会長：明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。今回は、前回の話にもありましたように、副部会長の方から緑と景観についてお話をしていただきたいと思う。これで、私も含めて3回目になるが、生駒の場合は、緑景観が重要であるため、お話を伺って共通認識をつくり、意見交換の中で、生駒の緑景観をどうしていったらいいかという議論をしていきたい。それでは、まず、副部会長の方から話題提供いただければと思う。

(1) 景観と緑について

○下村委員から、資料「都市周辺の緑景観を考える」に基づき説明

(休憩)

(2) 生駒市の景観について

部会長：それでは再開したいと思う。いろいろ話をお聞きしたのでまずはご質問があればどうぞ。

委員：本筋の話ではないかもしれないが、今日はどちらかというと市街化調整区域の緑の話をしていただいて、法制度上どういった形で守られて、生駒でどういった形で計画されているのかという話を聞かせていただいた。少しポイントが違う話で申し訳ないが、山と農地の部分がいろんな形で法制度で守られているというのはわかるが、実際管理していく担い手の部分、いわゆる所有者の話になり、今日の話とずれるが、実際に景観を守り、育てていく方について何か考え方とかあれば教えていただきたい。

副部長：農地をどう守るかという農村の風景をどう守るかは多分同じだと思うが、農空間を守るために今話をさせていただいたように、農業の担い手がなくなったときに市民農園が増えてきていたりしている。ひとつの手法だと思うが、農空間を守るためには先ほど言ったように農業を継続してもらうことが一番だが、担い手が少なくなってきて転用がかなり起こってきている。転用には4条申請、5条申請があり、そのまま農業を守ってくれるような申請だといいいのだが、例えば農地をお持ちだが、農業は自分だけではできないという状況になってくる。そうなったときに、農業ができないので農地を農地でなくして、違うものに使いたい。例えば駐車場にしたい、建物を建ててマンションを営みたい、というのが増えてきているというのが4条申請の状況。農地をそのままマンション経営者に売ってしまいたい、資材置き場、廃棄物処理業者、廃棄物処理はまた違う法令があるが、そのために5条申請で申請して売ってしまったらもう農業をしないという方も増えてきているというのが実情。それをどう止めていくかというのは景観というよりは、まず農空間をどうしていくかという問題。農業施策の方は違う課になるが本市のみならずの問題で、生駒市はまだ農地が残っている方だと思う。

委員：生駒の場合、農業振興地域がないということは農業を建前上は振興しないというふうにとらえるべきなのか。

副部長：優良農地として農地を残す地域で農業振興地域というのはあると思うので、市街化調整区域があるということ自体は、都市側からの論理でいけば、市街化をここで止めましょうということなのか、逆にここまでこないでくださいという線なのかというところの考え方にも関係してくるかと思う。

委員：生駒の中では、農業振興地域計画があった方がいいというお考えか。

副部長：農業生産を中心にして農業を守って、そこをやっていくという施策をとられる気があれば良いが、面的にどんどん農地を確保していくことは、本市ではなかなかそこまでの施策は難しいという気はしなくもない。

部長：私の方から補足するが、前回嘉名先生の方からご説明があったように、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つに分ける、市街化区域は概ね10年間で市街化を進めて行く、市街化調整区域は10年間は市街化を調整していく区域なのだという話があった。ところが、建設省がその線引きを最初に作った時の原案は3段階だった。保全区域、市街化調整区域、市街化区域の3段階だった。それがある時に保全区域がなくなった。それはなぜかという、保全区域に指定されてしまうと今日の副部長の話に

もあったように、かなり長い期間そこを農地として守っていかないといけないという義務が発生する。そういうものはまかりならんという農家サイドの声が強くなり、市街化区域、市街化調整区域という2段階に今のところおさまった。それは5年に一度の線引き見直しの時に市街化調整区域は市街化区域に編入するという将来の希望はあるという形で農家の方に許してもらったという経緯がある。そういう意味では、先ほどのお話でいうと、我々が農業を振興してほしいと言ったとしても、農家の方がいやいやおたくら勝手に言っているだけではないか、となると農業振興地域には指定できないということになるのでそこが非常に大きな問題になる。

副部長：私は香川の例しか知らないが、香川県は線引きを無くした。そうすると転用が急増した。農地もどんどん減っている。大阪府も一時そういう考え方があったようだが、やっぱり線引きをやるということ。全国的に見直しはかかっているが、私の思いとしては、線引き自体は残るような気もするし、なくしてしまったところの例を見ると大変な様子なので、多分線引きで許してもらおうという先生の話を受けての思いつきだが、農家側の発想でいうと線引きは無くしてもらいたいとなった時に、都市サイド側から言うと大変なことが起こってくるような気もするので、最低そこは守ってほしいという気はする。

部長：典型的な方がおられるのだが、以前景観計画を一緒に作らせていただいたメンバーの中に土地改良区の委員長がおられる。委員長は徹底して農業を守りたいという方で、持論は農家が農業をやめてしまうということは、公的な責任を果たせなくなるというもの。例えば倉庫に貸すとか、マンションにするというのは自分の身銭を稼ぐためにそれをするのであり、農家が農業を続けている限りにおいてまず食料生産として皆さんに貢献しているし、更には景観をつくるということでもちに貢献をしているのだから農家は農業を辞めてはいけないという徹底した持論の持ち主。委員長の地域はほとんど農地転用を認めない。農業委員会が認めないと農地転用はダメであり、この地域は委員長が農業委員なので基本的にその村は農地転用を認めない。この前冗談めいておっしゃっていたのは、開発業者から脅しがかかってくる、おまえが農地転用を認めないのでおまえのところでは開発ができない、今から飛んで行くと。その人も本腰が入っているので、来るなら来てみろという、相手は脅されるのは慣れていないので怖いらしいとおっしゃっていた。そういうがんばりがあるからこそ農業が守られているということもある。それから、前回嘉名先生からご紹介していただいた箕面の中に新稲と萱野という集落がある。そこだけが、市街化区域の中に島状で市街化調整区域になっている。なぜそこだけ市街化調整区域が守られているのかというと村の結束力が非常に強い。典型的な例を言うと、新稲であるお宅が建て替えたのだが、1千万円かけて長屋門をつくられた。長屋門というのは非常に立派な部屋付の門だが、なぜここまでして長屋門をつくるのかというと、周りの目があるという。長屋門を潰して簡易な建物をつくると「あそこのお宅は、」という話になるのでできないという。村長が非常にしっかりしていて、村のルー

ルがしっかりしている萱野と新稲は市街化調整区域も守られているし、集落の中に入ってもみんな長屋門の立派なお宅が並んでいて景観的にもすごく良い。そういう村の結束力がなくなった集落は申し訳ない言い方だが、だんだん景観も崩れてくるし、だんだん農地転用も進んでいくというところもあるので、そのあたりの農家の方々の頑張りということにすごく期待をしていかないと口で言うほど簡単に農景観というのは守れないだろうなと思う。

委員：教えていただきたいのだが、先ほどの都市計画法とか、農業の農地法とかいろんな規制、すでに国が定めている法律がたくさんある。景観法というのは比較的最近の法律だが、先ほどの例で見ると、都市計画法で何とかできそうだが、そのところを景観でやるかという話になった時に、今おっしゃったように農地法とか都市計画法とか厳然としてある。それを景観法でもって景観を保全する、形成するとなると、景観法というのは超法規的なものではない訳で、厳然たる法律がある中で、その法律を景観法に持つてくるということはできないのか。農地法などはきっちりあるし、今おっしゃったように農業委員会が反対したらできないとか今までの法律があるので、この地域はその法律で何ともできないので景観法でやろうと考えるが、景観法というのは最近の法律で都市計画法にはなかなか対抗できないというような形になっているのではないのか。そのあたり、景観法とその他の国で決めた法律、その関係はどうなっているのか。

副部長：例えばこの敷地にこれを建てますと、この建物は建ぺい率、容積率、高さ制限、日影制限、道路斜線など、いろんな条件で建築基準法とか都市計画法などがかかるが、これの形はダメだとか色はダメだとか、デザインをもう少しこんなふうにしたらいという話は、今の法律の中では話をできない。景観で触れないかということ触れないことはないのではないかなと思う。ただ、絶対こうしてということは難しい。だけど、町並みを整った町並みにして、例えば真っ赤な家を建てるとなったときに今の制度で、東京の高級住宅街で漫画家が建てるといったときに揉めていて、結局建てられることになったが、今の現行の制度なら大丈夫なのでどうお答えしていいか、それを景観で例えば町並みを整えませんかとは言える。景観法か景観ガイドラインかを選択する必要はあるが。

部会長：典型的な話で言うと、景観に若干かかわっていて、景観の話ではないのだが、熊本県が細川知事の時代に屋外広告物条例という屋外広告物を規制する条例を全面改正した。その時、まず改正する前に、今の基準でどれだけ徹底すれば看板を排除できるかということで2年間ぐらいかけて徹底的に違反看板を排除した。それでも排除できない看板が残る。そこを排除するために条例改正したという話がある。先ほどのご意見で言うと、まず今の法令でどこまでがんばれるかやってみる。それでできなければ景観法を持ち出してきてそれでできるかどうかというような形で考えていく。道具が一つ増えたということなので、その道具を使って今までできなかったことができるかどうかということを検討してみたい。しかし、私が先ほどから申し上げているように、法律があってもできないのは法律の問題ではなく、それに派生する様々な問題、特に所有者さんに規制

をかけて権利の制限をするわけなので、その制限をちゃんと守っていただけるような形にしていかなければいけないその難しさがある。新しい景観を理屈にしてきても、農業を理屈にしても、結局受けて側にそれを受けてもらえないとダメだということになる。前回もお話したが、ここで商工会や建築士会の方に入っていたいただいているのは、規制、規制と言われたくない方々も入っていただいて、ここでバランスを取っておかないと、規制ありきの人間ばかりで決めていっても、後で何を言っているのかと言われかねないので、この中でどういう議論になるか、一定のバランス論を考えながら決めていきたいというためにおそらくお二人のポジションというのがあるのだろうと理解している。本当はここに農家の方も入っていただくともっと違う議論が出来るのではないかと思う。

委員：理想的な景観というのがあるとして、それは先ほどのお話の中で6感で景観を見るところになるが、人によって見方は全部違う。そういう意味で前回の話の中で必要最小限規制という説明があったが、シビルミニマムというのがあるように景観ミニマムというものがある程度設定できないものか。それから質によってその中身が変わってくると思うが、そして、生駒市全域に同じようにかけるのではなく、地域によってかけ方も変えられるのではないかという気がする。そういう形でまとめてもらえたら。今回の説明の中で、見え方が歩きながらと車では全然違う、そういう見方に対しても最小限規制がどういう場合がどうなのかというのも関係してくると思うので、その辺も考慮していけばいいのではないかと思う。ただそのファクターが何になるのかというのが問題だと思う。今日の話を知っていると生駒市はこれだけ緑に関してかなりきれいにまとめているのに景観で何を悩んでいるのかなという気もする。

部会長：緑は私も副部会長もお手伝いさせていただいており、基本計画をきちんとまとめて動き出しつつある。それでもなかなか納得いただけない部分もあり新しい制度ができないというのもあるが、これからがんばって保全制度などもつくっていききたいと思っている。先ほど出てきた市民緑地などもそうで、今までの法律でない制度を今度は条例で作って行ってやっていきたい。ただ、緑以外の人工物に関する制限が生駒市では法体系の中では位置付けられていないので、今回我々に委託されているのはそのあたりで計画を作って、最終的には条例を作っているような手続きができるところまで持っていききたいというのが今回我々に課せられた宿題だと思っている。

委員：線引きの問題だが、自治体が決めることができるのか。線引きを廃止することなどは自治体の決定でできるのか。

副部会長：都道府県レベルではできる。

委員：昔からできるのか。

副部会長：線引きの解除ができるようになった。

部会長：5年ごとにやるので、大阪府は今年が見直しの時期だが、奈良県はいつなのか。

事務局：同じです。

部会長：今年いろんな公聴会の案内が広報に載っているはず。見直すので意見がある方は出

してくださいと。そういうのをあまり大きく宣伝しないので悪いと言われるが、見落している。5年に一度必ず線引きの見直しでここを入れようとかここを外そうといった話はしている。

委員：見直しの話は存知あげているが、完全に廃止するという形というのは抜本的なことだが、それはできるのか。

委員：できるようになった。和歌山だと海南などがやった。

委員：分権法の改正によってできるようになったのか。

部会長：政令や省令で運用できるようにした。

委員：それは都市計画の運用面の変化だが、他の法令でそういうことができるというのはいいのか。例えば農地法でそういう政令で、一部分改正されているとか。

副部会長：あまり聞いたことはない。

事務局：線引きだが、生駒市の場合は、三大都市圏の近畿圏整備法という法律があり、市街化区域と市街化調整区域を定めなければならないとされている。

部会長：大学の都市計画の試験に出すのだが、定めなければならないというのと定めることができるという2つの言葉使いがある。奈良県や大阪府は定めなければならない。香川県は定めることができる。だから定めなくてもいいということ。

委員：うちの学生が生駒市にお世話になっていろいろ調査させていただいているのだが、何を調査しているかというのと、市街化調整区域の農地転用の状況の調査をさせていただいている。見ているのだが、あまり目立った、これはまずいという農地転用はないというのが感想。逆に言うと、その状況というのは大都市中心部から比べて生駒市と同じような距離感にあったり、住宅都市であるとか、同じような特徴や要素を持っていそうなところと比べても、比較的影響がないというような印象。それはそれで運用の部分で相当がんばっておられるということもあると思うが、都市側から言うと、生駒市は継続的に宅地造成をされて来られている、つまり開発圧力というのを新しくできる市街化区域にうまく誘導するという事で市街化調整区域に変な虫食いの開発圧力がかかってこなかったという実態があるのかと思う。それは今までずっとそういう流れでできていたのでもいいのだが、これからのことを考えると、これからも一定の開発圧力を受け止めるような市街化区域を新しくつくるのか、あるいは、宅地造成をこれからもずっと続けていくのかということを見るとそういう機会はゼロではないとは思いますが、量的には減っていく。そうすると、今まで細かいことを考えなくてもよかったものが、一定開発圧力というのが起こりやすくなってくると市街化調整区域でいろいろおかしいことが起こりだす可能性もあるのかなという気がする。今までは市街化区域の話と市街化調整区域の話が生駒では比較的うまくバランスが取れていたのが、そのバランスがこれから変わってくると少しおかしくなる可能性もあるので、そのあたりは気をつけなければいけない。景観の話ではなく、都市計画の話になってしまっているが、その話が1つと、もう1つは景観の話で言うと、土地利用を大雑把に維持するというのが基本的には土地利用計画

に関する制度の枠組みだが、景観で考えると質を問いたいという話だと思う。先ほど副部会長からも田んぼはいい風景を作るが、畑のビニールハウスはあまり良くないというような話もあったが、一応農地として維持されている、保全はされているのだが、質的に相当劣化しているという問題、放棄地の問題などは行き過ぎたケースだが、質の議論というのはしていかないといけないと思うし、実際生駒市の農家が全部元気なのかと言われるとそうでもない。がんばっておられる方ももちろんおられるが、しんどいという所もあると思う。景観でとらえるというところでは法的な議論もしないといけないという気はする。

委員：先の話だが、生駒市として単独でずっとやっていくのか、道州制ができたらどこかと合併ということも有りうるので、今こういうことを考えていても、この規制が広がるとまた変えざるを得なくなるというのがある。あくまでも今のエリアでこうだという捉え方で進めざるを得ないのか。

部会長：あまり大きな構造は変わらない。生駒市に吸収合併されるというよりも、一時期南側で西和市にしようという話がありなかなかなかうまくいかなかったが、向こうは向こうでしっかりと自分達で固まろうということになっていくのではないかと。先ほど副部会長が倉敷の背景条例の話をしたが、私もああいうことができたらいと思う。倉敷の背景条例というのは、倉敷の倉敷川沿いが美観地区になっており、その北側にマンションが計画されたのだが、そのマンションが高すぎて美観地区から見えてしまうという話になった時に、とりあえずはその見える部分だけを倉敷市が土地を買い取るのではなく、上側部分に相当する部分を費用補償するという形でこれ以上建てるなということで止めた。こんなことをやってられないということで、条例で押さえようと倉敷川沿いから見える部分のところは建てさせるなと高さ規制をかけているというのが背景条例。斜めにあがっていくので、後ろにいけばいくほど高さが高くできる。それを景観法を使ってやったのが、尾道市で、尾道はずっと山があつて市街地が広がっている。お寺の多宝塔が見えたり、いいものが見えている。山から見たときに多宝塔などが見えなくなると困るということで、高さ規制をかけた。これは景観地区という指定をして、すべて海から見た時の高さを中腹にある寺が見えるような形で市街地全部に高さ制限を景観法を使ってかけた。こういうようないろんな手法が取れる。それから、これは日本ではなかなかできないが、フランスパリではフェザー規制ということで、凱旋門を写真に撮った時にマンションができれば困るのでこれができないように先ほど副部会長がおっしゃった視点場というのを決めてそこから円錐形の規制をかける。背景になるので、建物の高さをここ以下に抑えなさいという規制がかかる。凱旋門があり、いくつも視点場があるので、いろんな所から見た時にいろんな範囲で規制がかかっている。エッフェル塔があつて、そこにもかかっているので、何百という線が入った規制がある。これだけパリはがんばって景観規制をしている。ここまで日本もがんばればいいのだが、これだけやれる国民的、市民的合意が取れるかどうか。どこから見た何々が、一番大切だということ

を決めておかなければいけない。この作業が相当大変になってくるので、パリのようがんばればできるがなかなかそこまでは今の日本の現状、生駒の現状では難しい。箕面でも山並み景観保全地区を決めた時に、一番最初の景観計画では山並み景観眺望地区を作ろうと書いていたが、山並み景観眺望地区はまだ決められていない。それはどこをそうするのかというのがなかなか決まらない。山並みが見えるためにその田畑だけは開発するなどといったことになるので、そこまでできるかというのがなかなか難しい。私もアイデアはいっぱい持っているのだが、それができるかどうかという難しい問題がある。脱線話になるが、シンガポールは法規制だらけで、イギリスの学者の先生方の実験場になっている。シンガポールとイギリスは非常に昔から密接な関係があるので、シンガポールだと何でも自分が思っていることをさせてもらえるというのがイギリスの先生方にはあって、シンガポール政府に働きかけてこんなことをやってみないかといろんな規制をかけた。例えばこれは景観とは関係ないが、環境にやさしいことにするために、シンガポールに入ってくる自動車に制限がかかってくるのだが、どの道路から入っても絶対に抜け道がないように全てに制限をかけて、今日は偶数の番号の車しか入れない、今日は奇数の番号しか入れないなどとやっているが、大体それはイギリスの先生方の入れ知恵。規制をかけてみたいが本国ではなかなか難しいのでシンガポールでかけさせてもらっている。

委員：学生の時に初めてドイツに行った時に、町並みから山のほうへいく途中の傾斜地に住宅地が両サイドにあり、その建物の窓辺にみんな花を植えていて本当に美しかった。日本も今マンションを建てても布団を干す場になってしまっているのだが、あそこに少しでも花を植えられるスペースがあればと思う。これは建築基準法になるかわからないが、生駒市では東生駒の駅前などで道路に花を植えることをやっている。全県でしてほしいと私は思っており、道路はそれでいいが、建物に対してある程度マンションには花を植える場所を作りなさいという規制をかけることにより、マンションの見え方が全然違うのではないかと思う。そういうことができないかと思っている。

部会長：できればいいというのが希望的観測。お勧めはしている。マニュアルの中でも花台を作ってはどうかなど入っていると思う。規制ですというのは難しい。

副部会長：先ほどシンガポールの話が出たが、緑側から言うと、シンガポールは陸橋の両サイドに花植えの設置が設計基準にあり、公的なところはかなりやられている。道路を走るときに花がある。ただ向こうとは温度が違うので、日本でずっと花を飾ろうと思うと年間3、4回植え替えないといけない。汚い枯れた花が垂れ下がっていると大変。本市もかなりいろんな活動を市民の方たちに支えていただきながら街中の各所でやられているのでかなり増えてきている。

委員：河川敷も増えてきているし、生駒市は進んでされていると思っている。それがそこに住んでいる人たちの民度ではないかと思う。そこに住んでいる人たちの意識によってそういうこともできるし、どういう人たちが住むかによると思う。ニューヨークではきれ

いな通りの裏ではスラム街があって、結局住む人間が違っているということになるのと同じで、いかにレベルの高い規制、誘導をするかによると思う。

副部長：また別の話かもしれないが、集合住宅で共有地を持って分譲される場合がある。1階の部分だけ自分の所の庭を作るという。その場所を緑化していただくように売る前にできないかと思う。マンション販売でそうは言えないが、例えば園芸が好きかとか園芸活動してもらえませんかということでその部分を緑化に使ってもらうことができるか。そうでないと全部物置が置かれてしまう。1階2階にお住みの方は花好き、緑好きの方に住んでもらうと土に近いところなのですぐに植えてくれないかなど。高層階に住んでいる方は土を感じるより空とか風とかを感じて生活されると思うので、土、花、緑が好きの方は低層階とかが理想ではないか。

委員：法的にそうなればいいが。

委員：緑の件で私が1つ思うのだが、生駒市の場合は約4割に法規制がかかっているところに書いているが、大阪などに比べると非常に緑が多い。さらに景観をよくするために緑の保全をと言った時に、緑の面積が大きいので、緑の保全のコストというのがかかる。それは住民もいろんな意味で払うが、保全コストをどの程度に考えて、どれぐらいかかるからここら辺の保全で止めておこうとか、財政上の問題は考える必要はないのか。

副部長：保全の手立てをどうするか。

委員：現実の問題として、緑のフローラムなどがあるが、寄付などもなかなか集まりにくいと聞いている。

副部長：保全の仕方というのは税制を優遇する施策と、守ってくださいということで年間の管理費を出すというような費用負担と、後は山の所有が民地であるところも公的資金を導入してその山の管理に入るのか、その管理の手当ての仕方によって費用の発生の仕方が変わってくる。固定資産税の減免でいくのか、森を残してもらって、無理して残してもらっているので少しずつ木を切る費用を出すのか、規制だけかけて後は荒れてもいいとして樹林帯として残すのか、先ほど私も申し上げて、嘉名先生もおっしゃったが、質を問うのか量を問うのか、量からいって質までいけばいいが。人それぞれお考えはあると思うが、その辺の手当てでどこまでというような将来的なところを考えないと費用のコストを算出できないという気がする。

部長：個人的思いも含めてしゃべらせてもらおうと、私は今の民主党政権に期待しているのだが、コンクリートから人へという形で予算の配分の仕方を変えていきたいと言っている。そうすると今までの何十兆円というコンクリートに消えていったお金の一部でもいいので、職につけない若者がたくさんいるので、山に入って管理する人にお金を出す、年収一千万円保障するので山へ飛び込んでみるという若者をどんどん作ってもらえば喜んで山を管理してもらえる人が出てくる。そういう形で国の予算も県の予算も市の予算も振り分けてもらえるとかかなり日本の農とか森林の状況が変わってくると思う。そこまでやってほしい。そこが振り分けられたらどれだけの予算がいるのかが決まってくる。

ほとんど人件費だと思う。そこをどう考えるか。ボランティアでやってもらうのならタダになるし、本当に職として手当てを出せばそれなりに人が動いてくださる。そのあたりは政策の問題。

委員：その政策の問題のところをある程度頭の中において、緑を考えていかないといけないということ。緑だけやりましょう、規制をかけましょう、後は財源がついてこないのが荒れっぱなしだということではいけない。

部会長：残念ながら我々の部会には政策を決める権限はない。提案をすることはできる。

委員：しかし実施する段階になれば、そういうことは必要になってくる。

部会長：実は箕面で山並みを守る時に試算をした。箕面の規制がかかっている所を人手で管理しようとした時に、ざっとした見積もりだが、年間延べ8,800人の人が山に入ってもらわないといけない。そんなに人がどこにいるのかという話。全面に手が入るのは難しいという結論だった。

副部会長：おっしゃるように本市でもかなり山に積極的に興味を持っていただいて、活動されている方は結構いらっしゃる。いい方向で人が増えてきそうな雰囲気を感じている。人材としてはあるが、面積的に言うとなかなか大変。大阪府で2、3年前にはボランティア団体で、確か、里山保全ボランティアとつく団体は60を超えていたが、60が多いのかというと全く少なすぎる。公的な土地に比べると、やはり私有の山が多い。そこまでどうすればいいのか。手立てをしていってやっていくだけの公的資金を導入して守るか、それも山を残してくださいとお願いして、その管理費用で税負担がかかる、宅地を建てるとなるとまた税金が高くなるので。税金を安くしているから山として守ってもらっている、農地として守ってもらっているところもある。そこにどれだけ質を問うていけるかというのが難しい問題。私も大阪の南の方の市で景観と同時に山手の方で文化的景観というのを手伝っているところがある。これは農村的な風景をどう守っていけるかをやっているところである。ただ、年配の方が多い地域で、景観法の景観地域に指定して、ガチガチにかけると農家の人たちは動けなくなる。景観地域に指定しないで、文化的景観を守れる方法は何かないかと。景観地域に指定していないので、その辺のことを話しをしだすと長くなるのだが、どう策定するかは積み残しがあって今やっているところ。かけすぎると逆に文化的景観が守れない、守りにくい、ガチガチの生活をしないといけないということもあるので、地域指定のかけかたというのはかなり地域の実情に応じてうまくやらないと、都市に住んでいる方の話だけでやりすぎた時には変なご負担をかける可能性がある地域が出てくると思う。その辺のバランスを見極めて実情を知っておかないと大変かなという気がする。

委員：景観法とどう連動するかわからないが、建築基本法を今度制定してほしいと我々業界から要望しているのだが、その中身が今の景観を守れるような形で連動できたらいいと思っている。

部会長：今都市計画法も大改正をもくろんで動いているので、おそらく法体系自体がかな

り大きく変わってくると思う。さらに先ほどの政策案はなかなか難しいが、知恵を働かせたらできることはないかということを考えていくことも一つで、景観を守るためには景観だけではないということで、岸和田の丘陵地区で農家の人を応援しようということで、がんばっているのだが、昨日も打ち合わせに来られて、話をしていると、農家の方はみかんの時期で、今年は1キロ5円で出荷している。これがマージンをたくさん取られて店頭に並んでいるときには百倍とかの値段で出ている。何とかこのマージンを自分達農家の人たちに持ってくる手立てを一緒に考えないかという話を農家の人たちと組み立てている。それは法体系をいじらなくても知恵を働かせたらできること。そういうところのお手伝いをしていってこそ初めて景観というものも守れる。今日の農とか山というのは農林業が業として成り立つかどうか非常に重要なところなので、上辺の見た目だけではなかなか施策は取れない。だいたい今日はよろしいでしょうか。次回はどうか。ずっと勉強が続いているが、更にこんなことを聞きたいといった話はあるか。そろそろ計画論に切り替えていってもいい時期かとも思うが。

委員：今までいろんな景観関係、いろんな議論が出てきて、第一回目の委員会からこんな意見が出たというのを整理していただければ。

事務局：議事録でどんな意見が出たかを並び替えるというところだと思う。

部会長：計画論に持っていく際には事務局と相談させていただく。

事務局：次回の専門部会の日程だが、A4の紙を1枚お渡ししている。3月の2日から5日の予定で書かせていただいているが、この中で都合の悪い日があれば今集計させていただいて、決めさせていただく。

事務局：皆様のご都合がそろわなかったが、10日の午前、11日の午前でご都合の悪い方おられるか。10日の午前ということで。会議室等は後日連絡するのでよろしくお願ひします。

部会長：おつかれさまでした。ありがとうございました。

以上。